

第1章

医学概論

1 医の倫理

■ 医療倫理

医療人はどうあるべきかを示したもの。

ヒポクラテスの誓い、ジュネーブ宣言など。

■ 臨床倫理

患者さんと家族と医療者側とがそれぞれの価値観を尊重しつつ患者さんにとって最善の対応を模索していくためのもの。

リスボン宣言（1981）はインフォームド・コンセント、セカンド・オピニオン、情報開示、尊厳死などに通じる概念が盛り込まれている。

リスボン宣言

序文

原則

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 良質の医療を受ける権利 | 7. 情報に対する権利 |
| 2. 選択の自由の権利 | 8. 守秘義務に対する権利 |
| 3. 自己決定の権利 | 9. 健康教育を受ける権利 |
| 4. 意識のない患者 | 10. 尊厳に対する権利 |
| 5. 法的無能力の患者 | 11. 宗教的支援に対する権利 |
| 6. 患者の意思に反する処置 | |

■ 医学研究の倫理

医学研究者の倫理的規範を示す。

ヘルシンキ宣言（1964）はヒトを対象とする医学研究の倫理原則である。

■ 生命倫理

生命科学の進歩の過程で守るべき人間の行動規範であり、遺伝子治療や遺伝子組み換え、再生医療や生殖医療においても留意されるべきものである。

■ 患者の権利

● インフォームド・コンセント

説明と同意と訳される。あらゆる医療行為の実施に当たり十分に説明を行い、医療行為への同意（選択）を得ること。

● セカンド・オピニオン

直訳すると第2の意見。治療方針について説明を受けたのちに、その意見を唯一のものとしてずに別の医師・病院に意見を聞き最終判断をする場合など。

● 緩和ケア

病気が診断された時から死を迎え、別れが訪れるときまで、疼痛やその他の症状を取り去り、精神的・社会的なサポートを行うことにより患者さんやその家族のQOLを改善すること。